

規 則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 2 月 9 日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第 1 号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和40年埼玉県公安委員会規則第 3 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 越谷警察署の項を次のように改める。

越 谷 警 察 署	赤 山 交 番	越 谷 市
	大 袋 駅 前 交 番	
	荻 島 交 番	
	蒲 生 駅 前 交 番	
	北 越 谷 駅 前 交 番	
	越 谷 駅 前 交 番	
	越谷レイクタウン駅前交番	
	せんげん台駅前交番	
	千 間 台 西 交 番	
	南 越 谷 駅 前 交 番	
	弥 十 郎 交 番	

附 則

この規則は、平成30年 2 月16日から施行する。